

札幌市環境教育・環境学習基本方針推進会議開催要綱※の改正について

※以下、この資料において「推進会議要綱」という。

1 本推進会議について

「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」(以下「附属機関等要綱」)に定める「懇話会」に位置付けられている（根拠が環境教育・環境学習基本方針や推進会議要綱であるため。法や条例が根拠の「附属機関」とは明確に区別されている）。

2 推進会議要綱の改正の趣旨

令和7年3月28日付の附属機関等要綱の改正（「懇話会」の扱いを国の方針と合致させることを目的）に伴い、推進会議要綱のうち、当該改正内容と相違する箇所について変更を行ったもの。

3 推進会議要綱の改正の内容

- (1) 「推進委員会」の名称が附属機関に誤認されるおそれがあることから「推進会議」とした。
- (2) 国の方針では、「懇話会」には「設置」等の恒常的な組織であるとの誤解を招く表現を用いないこととされていることから「開催」に文言修正した。
- (3) 国の方針では「懇話会」には定員を定めないこととしていることから、定員に係る規定を削除した。

4 改正日

令和7年5月1日

札幌市環境教育・環境学習基本方針推進会議開催要綱

環境局長決裁

（目 的）

第1条 札幌市環境教育・環境学習基本方針（以下「基本方針」という。）に基づく施策の進捗状況や効果などを評価・検証し、また、基本方針の改定に関して、意見交換するため、「札幌市環境教育・環境学習基本方針推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催する。

（討議事項）

第2条 推進会議における討議事項は、基本方針に基づく施策の進捗状況や効果等に関すること及び基本方針の改定に関することとする。

（組 織）

第3条

- 1 推進会議の委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 2 推進会議に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により、これを定める。
- 3 会長は推進会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき又は会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 5 推進会議は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 7 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する討議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

（任 期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会 議）

第5条

- 1 推進会議の会議（以下、「会議」という。）は、必要の都度、会長が招集し、会長は会議の議長となる。
- 2 推進会議は、在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

- 3 会議は原則的に公開とする。
- 4 会議に出席した委員の謝礼については、札幌市特別職の職員の給与に関する条例別表
附属機関の項上記以外の委員その他の構成員の目に定める報酬日額に準じるものとする。

(庶 務)

第6条 推進会議の庶務は、環境局環境都市推進部環境政策課において行う。

(そ の 他)

第7条 この要綱において定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は推進会議において定める。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

この要綱は平成27年1月9日から施行する。

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

この要綱は令和7年5月1日から施行する。なお、この要綱の施行に際し、札幌市環境教育・環境学習基本方針推進委員会の委員として現に委嘱されている者は、この要綱に定める推進会議の委員として委嘱された者として扱う。